

茨城県最低賃金が「時間額911円」に改定されました

茨城県最低賃金は、

令和4年10月1日（土）から時間額911円（32円引上げ）

に改定されました。

年齢やパート、学生アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働くすべての労働者に適用されます。

詳しくは、茨城労働局賃金室（電話029-224-6216）又は、最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

.....

事業場内の最低賃金を引上げ、設備投資等を行う事業者（原材料費高騰等の要因で利益率が減少した中小企業・小規模事業者）への支援として、以下の相談窓口や助成金が利用できます。

1. 専門家による無料相談窓口

茨城働き方改革推進支援センター（電話0120-971-728）

2. 業務改善助成金

お問合せは、上記センター又は、

業務改善助成金コールセンター（電話0120-366-440）